

別紙（陳情第139号）

改正案

（1）第129条第1項を次のとおり変更すること。

請願書について、次のとおり定める。

- ① A4あるいはB5の用紙により作成し、邦文を用いること。郵送もしくは持参により行うこと。
- ② 本文として、請願の件名、趣旨、提出年月日並びに請願者の氏名（法人等の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印すること。
- ③ 国などへの意見書は、別に添付すること。
- ④ 電子データでの提出を求めることがある。なお、求める場合は、別途これを明確に定める。
- ⑤ 請願者の住所等個人情報、別紙にて記述して構わないこと。なお、その際、請願書の事前質問のための連絡方法を簡潔に記述すること。
- ⑥ 件名は、議長により、これを変更することがあること。
- ⑦ 議長より請願者に、請願の審査状況に関し、文書で結果の報告をすること。また、報告は郵送、FAXもしくは電子メールで行うこと。

（2）第129条第2項を次のとおり変更すること。

- 2 請願書には、別紙にて紹介議員名を添付し、かつ、請願書の複写したものの各々に、紹介議員一人ずつが、その表紙に署名又は記名押印しなければならない。

（3）第130条第2項を次のとおり変更すること。

- 2 請願文書表には、請願番号、請願者の住所及び氏名、請願に関する連絡方法、請願件名、要旨、紹介議員の氏名並びに付託委員会を記載する。また、請願文書表は、事前に請願者に確認をとり、著しい問題が無いか確認することとする。なお、その際、請願者に文書表（案）の作成を求めることができる。

（4）第130条に第4項を設け、次のとおり変更すること。

4 請願文書表は、請願者の住所及び氏名を除き、これを公開する。ただし、請願者が希望しない場合、あるいは法令その他の問題があるとした場合は、これの一部もしくは全部を、請願番号を除き非公開とすることができる。

(5) 第134条について、次のとおり変更すること。

- 1 陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものと判断したものは、請願書の例により処理するものとする。
- 2 受理した陳情書又はこれに類するものに関しては、個人情報を除き、事前質問のための連絡方法を含めた本文を、審査状況とともに、すべての議員が常に閲覧できるように整備しなければならない。また、最低でも受理から2年間は、閲覧させておくようにしなければならない。
- 3 陳情は、陳情者の事前の合意により、議員が署名又は記名押印することで、これを請願とすることができる。

改正理由

- 1 請願や陳情は、地域住民の切実な願いを訴えるものであるため、別途規則を整備すべきものとした。また、その規則部分を明示することにより、請願や陳情が住民にわかりやすく理解できるものとした。
- 2 請願書の記述提出処理方法がわかりにくいため、実務にかなうように整理した。特に次のところに留意した。
 - ア 請願者になるべくわかりやすい文書とした。特に、記載必要事項や方法を明記し、通知が受けられることを明記した。((1)部分)
 - イ 紹介議員が複数の場合、一つの請願書を回し読みすることは実務上考えられないため、実務に沿って改善した。((2)部分)
 - ウ 請願文書表の作成に関して、請願文書表を見た者が請願者の連絡先を分かるよう、連絡方法を記載することとした。また、議長の負担を軽減するために、請願文書表の作成(案)を請願者に求めることができることとした。((3)部分)
 - エ 市民にどのような請願があるかわかるように、内容に問題が無い限り請

願内容を公開することとした。ただし、いたづらを防ぐため、情報を制限することとした。((4) 部分)

オ 陳情に関して、取り扱いを明確にすることとした。ただし、議長の裁量によるところが大きいため、これをもう少し柔軟に取り決めることとした。((5) 部分)

3 請願等の内容は、陳情者の素性よりも、その中身が住民の本来の希望に合致していることが重要と考え、それに配慮した。